

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九 - 九五〇号に関する共和国大統領への報告書

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/2800491>

出版情報 : 法政研究. 86 (4), pp.43-56, 2020-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



資料

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号に関する共和国大統領への報告書

井上 宜裕（訳）

はしがき

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号に関する共和国大統領への報告書

はしがき

本資料は、少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九―九五〇号^①につき、司法省によって作成され、フランス大統領に提出された報告書^②である。

この報告書の対象となる法典は、二〇一八年から二〇二二年までの計画及び司法改革に関する二〇一九年三月二三日の法律第二〇一九―一二二号^③を受けて起草されたもので、上記オルドナンスの付属文書として掲載されている、少年刑事司法法典（法律の部）である。

現行のいわゆるフランス少年法は、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオルドナンス第四五―一七四号^④で、法律ではなく、オルドナンスの形で規定されている。フランスで少年法の法典化は長年の課題であり、これを求める声も強かった^⑤。これまでも、法典化に向けた動きはあつて、VARINARD報告書^⑥のような具体的提言を伴ったものも見受けられたが、実現するには至らなかった。

この少年刑事司法法典は、一九五八年一〇月四日憲法第三八条^⑦に則り、迅速な立法化が図られているもので、成立自体はほぼ確実視されている。

少年刑事司法法典の基本的特徴⁽⁸⁾としては、①犯罪少年に適用される刑事手続の簡略化、②少年裁判の迅速化を図るための少年係判事への権限付与、③制裁宣告前の適切かつ有効な観察措置の実施、④被害者への配慮、が挙げられている。同法典の内容も、概ね一九四五年オールドナンスが掲げる基本原理（教育的措置優先原則、刑罰の例外性、刑罰軽減原則等）に従うものではあるが、創設以来、問題視されてきた教育的制裁を四種のモジュールに解消させてその内容を維持する等、少年の保護とは必ずしも相容れない諸規定も残存している。また、手続の簡素化と少年の保護との関係も問題となりうる。

フランス少年法制の現状を把握するという意味では、同法典は格好の素材といえる。この点、本報告書は、フランスにおいて早晚成立するであろう少年刑事司法法典の概要を把握するのに便宜である。以下、翻訳して紹介する。

少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九—九五〇号に関する共和国大統領への報告書

共和国大統領閣下、

「子どもの保護に関わる問題、中でも、裁判所に召喚さ

れた子供の境遇に関わる問題ほど重大な問題はほとんど存在しない。フランスは、子どもが健全な存在であるために必要なものの全てを無視できるほど子どもに恵まれてはいない。」これは、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンスの前文で掲げられていたものです。

この前文が今日なお完全にその影響力と価値を保持しているとしても、このオールドナンスは、第二次世界大戦終了時に公布されて以来、四〇回もの改正を経験したのです。

これらの続けさまの修正は、少年に適用可能な措置、手続的枠組及び訴追態様を増大させました。これらの修正は、一九四五年に明示され、以来、共和国の法律により広く是認される基本原理として、憲法院によって承認された諸原理を次第により読み取りにくいものにしたのです。これらの修正は、少年司法と成人司法の境界を相互交流可能なものにするのに寄与しました。これらの修正は総じて、今日、実務法律家にとっても、裁判を受ける者にとっても、不整合で判読不能なものと感じられています。裁判の期間、は、平均で一八ヶ月ほどで、これでは、少年が自らの行為の射程を正しく理解するのを妨げることになり、被害者に満足いく回答をもたすことができません。

他方で、憲法院は、二〇一一年七月八日の裁定第二〇一

一——四七号 Q P C において、同じ少年係判事が、まず、予審段階で、少年に対して存する嫌疑について評価を下し、次に、少年裁判所の審理を主宰し、当該少年に対し刑罰を宣告しうることは、公正の原理に反すると判断しました。この憲法院の裁定から結論を導こうとするなら、少年係判事のみで開廷される小裁判体を顧慮しつつ、また、少年刑事司法の専門化の一要素であり、その有効性の担保である少年係判事による関与の継続性を保持するためにも、少年に適用可能な刑事手続の抜本的な見直しが必要です。

最後に、少年刑事司法に特有の規定が刑事訴訟法典の中に相当数あり、もし有益であれば、計画に従い、よりいっそう理解しやすく、実用的にアクセスできる下位区分をもつて、これらの規定を独立した法典にまとめるべきです。次の段階で、法典の規則の部分に、多くのデクレに点在する規定をまとめることができるでしょう。

このような現状が少年刑事司法の全面改正を裏付けていました。

二〇一八年から二〇二二年の計画及び司法の改革に関する二〇一九年三月二三日の法律第二〇一九—二二二号が、憲法第三八条の条件の下、オールドナンスによって一九四五年二月二日のオールドナンスを改正する権限を政府に付与し

たのは、まさにそのためです。実際、授権の文言に従い、政府には、少年刑事司法に関する規定を一つの法典に統合、整理する権限が与えられています。かくして、政府は、少年刑事司法に特有の規定全てを再編成するという選択をしました。法典化の試みは、通常、現存する法を基に行われるのですが、政府は、現存する法が成果を発揮し、現に機能している点は維持しつつも、少年に適用されうる刑事手続を抜本的に修正することを選択したのです。

政府には、実際、少年刑事司法に関する諸規定につき、それに適用される憲法上の諸原理及び国際協約を尊重しつつ、以下で詳細に示される四つの目標において、これを修正し、補完する権限が付与されています。

1 まず、犯罪少年に適用される刑事手続を簡略化することが問題となります。少年係判事の下での予審、及び、そこで主に適用されていたいわゆる「非公式の」手続、その概要は裁判組織によってさまざまに定義されていました。このいずれもが廃止されます。今時の改正は、判決に特化された判決裁判組織への係属という、唯一の訴訟形態を設定することで、手続を簡素化します。係属した少年係判事または少年裁判所は、少年の有責性について決定を下し、制裁を言い渡す前の教育的観察期間を設定することに

なります。とりわけ、事案が重大でない場合または少年が既に裁判機関に認識されている場合、同一の審理において有責性及び制裁について決定が下されることもありま

2 次に、少年の有責性に関する決定を早急に下し、少年裁判の迅速化を図るために、権限付与が行われます。現行の手続では、判決が下される前に、各事件ごとに少年係判事による必要の予審期間が予定されており、その期間に制限はありません。裁判の平均期間は、現在、約一八ヶ月に上っており、現行の手続は、このように、裁判の長期化をもたらしめています。今後、少年係判事の下での予審が廃止されれば、調査終了後、少年は、その有責性の判断を下されるために、一〇日から三ヶ月の内に召喚されることとなります。制裁の言い渡しは、最初の裁判から六ヶ月ないし九ヶ月の間に行われるでしょう。

3 この改正は、同様に、刑罰宣告前の適切かつ有効な観察措置によって、少年のケアを拡充すること、とりわけ、累犯または再犯状態にある少年のためにこれを行うことも目指しています。教育的観察期間の中で、少年の人格に関するデータを十分に収集するための調査措置、最もよく成長できるように少年を援護するための一時的な司法上の教育的措置、及び、保安処分が、重畳的または択一的に宣告

されえます。現行の複数ある一時的な教育的措置は、唯一の一時的な司法上の教育的措置に統合され、その内容は、教育的観察期間の中で、少年の発達を考慮して、常に変更することができます。収容モジュールや修復モジュールの他、保健モジュール、社会復帰モジュールを命じることができ、また、禁止を命じることができます。この禁止は、これまで、少年裁判所によって言い渡される、保安処分または教育的制裁の枠組の中でしか宣告されませんでした。この禁止は、教育的枠組の中で可能になり、制裁の宣告に際し、少年の人格を評価するため、この禁止の遵守が顧慮されるでしょう。この禁止が特に目指しているのは、収容による保安処分の必要はないが、保護的にかつ構造化を促すような義務を必要とする少年に対し、そのような義務を課す法律上の枠組を少年係判事に与えることです。このように、制裁宣告前の教育的介入の内容は、よりよく個別化され、より有効であるように、強化され、充実が図られているのです。

4 最後に問題となるのは、被害者の考慮の点を改善することです。有責性を検討する審理の段階から、被害者は意見を聴取され、私訴の申立及び損害について判断を下されることになるでしょう。被害者は、従って、現状、裁判

の係属から平均一八ヶ月のところ、三ヶ月以内に自らの賠償請求に対して裁定を受けることができるでしょう。賠償を受けてもなお、被害者は、制裁言い渡しの期日の通知を受けて、被害者が望めば、公判に出席し、そこで傍聴することができま。その上、犯罪の主体である少年の年齢が何歳であっても、私訴は、民事上責任を負うべき者に対して、提起することができます。また、行為者に責任感をもたせ、社会関係を宥和させることを目的として、被害者と行為者との歩み寄りを促す、修復的司法は、少年刑事司法の一般原則の一つとなります。

少年刑事司法法典は、少年刑事司法について、共和国の法律により広く是認され、憲法院によって承認された基本原理を謳う、前文から始まります。

少年刑事司法の一般原則を表明する序編がこれに続き、その第一章は、刑法の一般原則に割り当てられます。第11—11条は、少年の刑事責任が弁識能力のある場合にしか生じえないことを確認し、最も若い少年の保護への配慮において、司法官の評価に服する反証の余地を残しつつ、一三歳未満の少年に対する弁識無能力の推定を定めています。本章は、続けて、少年に対する刑法的反作用の目的(まずもって、教育的、道徳的更生を保障すること、その上で、

累犯を防止し、被害者の利益を保護すること)を表明し、教育的反作用の優先、一三歳未満の少年に対する刑罰の排除、及び、刑罰の軽減の原則を確認しています。憲法上の諸原則を法文に記載することによって、司法官、エデュカトゥール、弁護士及び親といった全ての者がこれらの原則に適應するのを促進し、明確で理解可能な形で諸原則の確認に寄与するでしょう。

第二章は、少年司法組織の中核を形成し、その専門性に寄与する、少年に適用される刑事手続の一般原則、即ち、少年裁判機関の専門化、特に少年が関わる事件を担当する検察官の選任、裁判の公開の制限、弁護士による少年の必要的援助、法定代理人の情報提供を受ける権利及び少年の法定代理人による援護を受ける権利、少年及び法定代理人に開かれた上訴手段の行使について定めています。

第三章は、刑法及び刑事手続に共通の規定を扱います。少年刑事司法法典が少年の特別規定を統合するものであることから、本章は、刑事に関する一般法及び刑事手続の諸規定が少年に対して補充的に適用されるという原則を定立しています。次に、本章は、異なる定めがある場合を除いて、顧慮すべき年齢は行為時のものである旨を明示しており、これにより、年齢の基準時に関するあらゆる困難を回

避することが可能となります。本章は、刑事手続に召喚される少年の身元の保護という原則について定めています。最後に、本章は、少年に対して修復的司法によることを是認しています。

本法典の第一部は、刑法に割り当てられ、教育的措置（第一編）、及び、刑罰（第二編）について扱います。

第一編は、司法上の譴責及び司法上の教育的措置といった、二つの教育的措置を列挙する一般規定に割り当てられた第一章から始まっています。少年係判事、少年裁判所、少年重罪法院は、司法上の譴責及び司法上の教育的措置、違警罪裁判所は、司法上の譴責を宣告することができます。

教育的措置間、または、刑罰との併科の可能性は、先の刑法を修正しないように、政府による授權に従い、明記されます。教育的措置が仮執行される点には注意が必要で、次に、教育的措置は累犯の初度目を構成しえない旨が規定されています。同様に、裁判機関が教育的措置の免除または教育的成功を宣告する可能性、及び、少年の裁判記録に記載しない可能性が示されます。

第二章は、司法上の教育的措置に割り当てられます。司法上の教育的措置とは、第一節で、少年の人的、家族的、衛生的及び社会的状況の評価に基づいて構成される個別的

援護で、少年の保護、援助、教育、社会復帰及び治療へのアクセスを目的としたものと定義されます。この措置は、少年の状況及び人格に適合した形で宣告されうる、さまざまなモジュール、禁止及び義務という共通の基盤を含んでいます。

第二節は、各モジュールの内容及び態様を精確に示しています。例えば、社会復帰モジュールでは、寄宿舎、または、教育あるいは職業訓練の資格を付与された施設への日中の受入または収容が可能となります。修復モジュールは、被害者に対してまたは社会のためになされる援助または修復活動からなります。このモジュールは、同様に、少年と被害者の仲裁活動も含みます。保健モジュールでは、保健上のケア、保健施設への収容または社会医学施設への収容へと少年を導くことができます。最後に、収容モジュールでは、家族構成員、信頼に値する人、または、少年司法保護局の施設あるいは認可された施設に少年を委託することが可能となります。

第三章は少年の収容に特殊な諸原則を扱います。本章では、少年の親が親権の行使を維持し、この措置と非両立ではないあらゆる親権の属性を行使することが確認されます。本章によって、親権保持者の濫用的もしくは不当な拒

否または懈怠の場合、判事は、よりよい社会復帰のため収容の保護的側面を強化するべく、収容場所に対して、親権に属する行為を遂行する権限を付与することができます。

特に指定された検察官及び少年係判事が管轄内にある収容施設を少なくとも年一回、訪問する旨定められています。国会議員も同様に、全ての収容場所を訪問することができます。収容が警察力によって執行される旨、精確に示されています。

最後に、第三章第二節は、閉鎖型教育センターといった特殊な収容施設、及び、特別な法律上の制度を定めています。

刑罰に関する第二編は、現行法を基に編纂されたものです。本編は、少年に対して禁止される刑罰を精確に示し、少年に対して、違警罪裁判所、及び、執務室で裁定を下す少年係判事が宣告しうる刑罰を限定します。本編は、自由剥奪刑及び罰金刑の軽減の原則、並びに、ありうる例外を明示し、少年に対する刑罰の内容及び適用態様を詳細に述べています。

第四章は、拘禁制度を扱っており、被拘禁少年と成人の分離の原則を確認します。

第二部は、関与者の専門化に関して、共和国の法律に

よって承認された基本原理の適用について述べています。

第一編は、検察官、第二編は、予審判事、第三編は、少年係判事、少年裁判所及び少年重罪法院といった判決裁判機関を扱います。少年司法保護局及び民間部門に関する最終章「編？」は、公務員の職業上の秘密に法的基礎を与え、認可された民間部門の職員を同様の要請の下に置きます。本章「編？」は、教育的監督の質及び少年の行程の継続にとって不可欠である、少年の司法上の監督に関する情報共有の実務を是認しています。

第三部は、刑事手続のさまざまな段階に共通の諸規定を扱います。

第一編は、現行法に従って、情報提供の態様、及び、法定代理人または故障の場合のその代理人による援護の態様を規定しています。

第二編は、調査措置、及び、併課されうる一時的な司法上の教育的措置（第一章）に割り当てられます。第二章は、引き続き必要のとされる、少年の人格及びその状況に関する調査を扱います。実際、専門化された少年刑事司法の第一の特徴は、犯罪性からの離脱に向けて少年を援護する手段をよりよく決定するために、少年の人格及び環境の十分な認識を獲得することにあります。これらのデータは、人

格に関する統一ファイルに集められます。

第三章は、一時的な司法上の教育的措置、及び、その宣告の条件を本法典の第一部を参照しながら定めています。

第三編は、保安処分に関り当てられます。司法統制処分に関する第一章は、現行法に基づいて宣告の要件を定立し、それと結びつく義務のリストを作成していますが、その義務違反によって少年が一時的拘禁に付されることを回避するため、教育的性質の義務を制限しています。不遵守の場合の通知、修正及び留置について、詳細に説明がなされます。本章は、同様に、司法統制処分が性犯罪に関して宣告される場合の情報共有の条件について述べています。

第二章は、現行法に基づいて、召喚に従わない少年を必要な場合には警察力によって出頭させることを可能にする、少年のための裁判機関によって発付される令状の執行を扱います。

電子監視付居住指定に関する第三章は、一六歳以上の少年への適用要件を定め、それが法定代理人の住居で実施される場合、法定代理人の同意が必要である旨規定しています。成人に適用される制度との差異を強調し、その条件の遵守に一定の成熟性が必要であるこの措置を最も重大な事例にとどめるため、宣告の条件となる、課される拘禁刑を

二年から三年とすること、よりいっそうの厳格化が図られました。

勾留に関する第四章は、現行の通り、一三歳未満の少年に対する勾留を排除した上で、例外的に、一時的な司法上の教育的措置と併課される可能性があることを確認し、そして、一三歳以上一六歳未満の少年、及び、一六歳以上一八歳未満の少年に対する勾留の宣告要件を定立します。

第四部は、現行法と同様の判決前手続を扱っており、とりわけ、二〇一八年から二〇二二年までの計画及び司法改革に関する二〇一九年三月二三日の法律による、欧州議会のEU指令、及び、被疑者となり刑事手続の枠内で訴追される少年のための手続的保障の確立に関する二〇一六年五月十一日の勧告の置換から生じた手続の諸規定を顧慮しています。

被疑少年の尋問に関り当てられる第一編は、三つの章で構成されます。第一章は、捜査行為について顧慮されるべき年齢は、当該措置の日の年齢である旨明示しています。任意出頭による尋問に関する第二章は、法定代理人への情報伝達及び弁護人による少年の援助について規定します。

第三章は、三つの節からなります。第一節は、一〇歳以上一三歳未満の少年に対する留置、その延長、並びに、法

定代理人への情報伝達、医学的調査及び弁護人による援助に関する権利を扱います。

警察留置に関する第二節は、それが一三歳以上の少年に適用されることを確認し、法定代理人への情報伝達、医学的調査及び弁護人による必要の援助、警察留置の延長の条件、並びに、重罪及び組織犯罪に関して適用される例外的諸規則を精確に示しています。

尋問の録音・録画に関する第三節は、その適用範囲、閲覧の態様、録音・録画が実施されない場合の帰結、記録の拡散禁止、記録の保持、及び、記録の破棄を扱います。

第二編は、公訴を対象とします。第一章は、共和国検事が自らが認識すべき少年につきその個別の状況、及び、よりよい犯罪予防の条件に配慮しつつ、訴追の裁定を下し、少年保護に関して権限を有する機関に委託するべきかどうかを評価する旨確認しています。

第二章は、第一節で、少年に適用される訴追の代替措置について、第二節で、刑事和解について扱います。この段階から社会教育的情報の収集に依拠する可能性が規定されます。これは、既に認識されているものの、その状況に適合したケアを一度も受けたことがない、少年の状況の悪化を防止するため、検察官がしかるべき時に教育的介入を請

求することができるよう、検察官に有益な情報を提供するのが狙いです。

公訴提起に割り当てられた第三章は、少年に適合しかつ簡素化された訴追決定に関する節から始まります。共和国検事の元へ少年が出頭する態様が精確に示され、このことによつて、付託については状況がこれを正当化する場合に限定することが意図されています。少年のための裁判機関への係属(第二節)の態様が統一されます。上訴されうる、一時的な教育的措置及び保安処分は、緊急の場合、判決裁判所に少年が出頭する前に、少年係判事によつて宣告されます。

司法調査に割り当てられる第三編は、法定代理人への情報提供及び法定代理人の出頭に関する第一章から始まります。主要な革新は、第二章に現れています。即ち、最も重大でかつ最も複雑な事例について、少年の人格に関する精密な調査データがファイルに記載されることを保障するため、司法上の措置としての教育的調査の宣告が必要となります。保安処分、調査の規則及び上訴手段を対象とする他の諸規定は、次の三点を除いて、現行法のままです。第一は、重罪に関して拘禁された一六歳未満の少年を少年裁判所に移送した後の拘禁の維持に関する法律上の欠缺を埋

めることを目的とするものです。第二は、軽罪に関して少年裁判所に移送された一六歳以上の少年に対する拘禁維持の期間を短縮する点です。最後の点は、一六歳未満の少年の重罪に関する勾留延長の条件を明確化することです。

判決に割り当てられる第五部は、手続の構造を変化させ、少年係判事の公正さの要請とその活動の継続を促進する利益とを両立させうるものであるが故に、最も重要な修正をもたらすものといえます。第五部は、第一編から始まり、第一章では、審理に関する原則を扱っています。

私訴に関する第二章は、被害者への情報提供及びその出頭の態様、少年と成人の共同正犯の場合に適用される原則、並びに、民法上の責任者に対する判決の法性決定に適用される原則を規定しています。少年係判事及び少年裁判所には、民法上の利益に関して裁定を下すため、執務室で判断する少年係判事に移送するか、または、損害の重大性及びその評価の困難性、並びに、その清算に鑑み、軽罪裁判所の管轄の部に移送するかとの二つの可能性が創出されます。この移送は、被害者の手続を簡略化し、複雑な争訟に関する司法官の専門化を促進するでしょう。

第三章は、少年のためのさまざまな裁判機関における公開制限の原則を対象とし、そこには、民法上の利益に関し

て裁定を下す公判も含まれます。また、本章は、審議録の公開の処罰も扱います。

判決手続に割り当てられた第二編は、少年係判事及び少年裁判所での判決に関する第一章から始まります。

第一節は、少年のために専門化された裁判機関が、有責性の審理の公判、教育的観察期間、そして、制裁の宣告の公判を含む、教育的観察の手続によることを原則として定立します。本節は、教育的観察手続の例外を定めています。判決裁判所は、少年の人格に関して十分に調査されていると思考する場合、当事者の意見を聴取した後、理由を付した決定によって、同一の審理の際に有責性と制裁の裁定を下す旨決定することができます。その際、判決裁判所は、教育的措置を宣告し、少年が既に教育的措置の前歴を有する場合にのみ、刑罰を宣告することができるでしょう。第一節は、最後に、事件の移送の態様、及び、合議の態様を扱います。

第二節は、教育的観察の手続に割り当てられます。第一款は、裁判機関が少年の有責性、及び、必要な場合、私訴に関して裁定を下す際の有責性の審理を取り扱います。本款は、同様に、少年係判事が、少年の人格、または、事案の重大性もしくは複雑性がそれを正当化する場合に、有責

性の検討を少年裁判所に移送しうる条件を定めています。本款は、有責性の審理の際、裁判機関が教育的措置または保安処分について裁定を下し、制裁の宣告を有責性の認定後六ヶ月から九ヶ月の期間内に行われる審理に移送する旨を精確に示しています。本款は、他方で、付託の際に定められた義務が遵守されなかった場合、この審理において、司法統制処分を取り消す可能性を想定しています。進行中の教育的観察手続を新たな事件に拡張することが、両事件の間で整合性が必ずしも保証されない措置の継続を回避するため、規定されています。この款は、最後に、少年もしくはその親または法定代理人の居住地の故に管轄を有する他の少年係判事のために、裁判管轄権が喪失する可能性を明確にしています。

教育的観察の期間に割り当てられる第二款は、この期間中、少年を監督する権限を少年係判事に付与し、この枠内で宣告されうる一時的措置を列挙し、これらの措置を修正もしくは取り消す可能性、事故の場合に令状を発付する可能性、少年の居住地の故に管轄を有する判事のために裁判管轄権を放棄する可能性、制裁の宣告日を修正する可能性、または、一定の場合、少年の発達を顧慮するために移送裁判所を変更する可能性、及び、教育的観察を期限前に

終了させる可能性を示しています。本款は、同様に、司法監督措置を取り消す態様、一時的拘禁制度、及び、釈放の態様を定めています。少年係判事は、犯罪性からの離脱の取組の中で少年への真の援護を保証し、このために、あらゆる教育的手段、及び、必要な保安処分を用いることができます。

第三款は、制裁宣告の公判を取り扱っており、その進行、及び、手続が複数の場合の併合の可能性について定めています。

第三節は、同一の審理で判決を下すために取られる、少年裁判所への係属の例外手続に割り当てられます。その際、理由を付した決定によって、教育的観察の手続に従って裁定を下す可能性を留保しつつ、少年裁判所は、有責性及び制裁につき同一の審理で裁定を下すでしょう。

第二章は、現行法に従い、少年重罪法院において適用される諸規定を示しています。

上訴手段に関する第三編は、有責性、制裁及び保安処分に関して下された決定を対象とし、違警罪裁判所、少年係判事、少年裁判所及び少年重罪法院の決定に対する控訴を扱います。これらの控訴は、控訴院少年特別部になされませんが、控訴院少年特別部は、制裁の決定の前に、有責性に

関する決定に対する控訴について裁定を下さなかった場合、これら二つの決定について裁定を下すでしょう。裁判機関の二審制は、このように手続の各段階で守られています。第二章は、故障申立に割り当てられます。

第六部は、現行法に従って、教育的措置及び刑罰の適用及び執行に割り当てられています。第一編は、管轄裁判機関に関する章から始まり、その第一節では、この点に関する少年係判事、少年裁判所及び控訴院少年特別部の管轄について述べています。本章は、少年の間に行われた有罪宣告の場合、被有罪宣告者が二一歳に達するまで、原則として、少年係判事に管轄がある旨、及び、有罪宣告時に成人に達した被有罪宣告者の監督は刑罰適用判事に管轄がある旨定めています。

第二節は、かかりつけ判事概念、及び、かかりつけ判事が刑罰適用の任を負う判事ではない場合のその役割を定義しています。同様に、ある判事から他の判事への管轄移転が定められています。

刑罰適用の審理に関する第二章は、弁護士援助、法定代理人の出頭及び同人への通知、並びに、成人した被有罪宣告者に対するこれらの規定の不適用を規定します。

第三章は、保護観察付執行猶予上の義務違反の場合の留

置制度を扱います。

刑の修正に割り当てられる第二編は、拘禁刑を公益奉仕労働に転換する特別な態様、及び、外国人に宣告された刑罰の執行態様について定めています。

第三編は、記録簿に関するものです。前科簿に割り当てられる第一章は、そこに記載される決定、第二号簿及び第三号簿への不記載、自動的削除の場合、並びに、取消の場合をリストアップしています。

性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全国データベースに割り当てられた第二章は、登録、消去のルール、及び、登録された少年の監督制度を示しています。

テロ犯罪行為者の自動化された全国データベースに関する第三章は、登録、消去のルール、及び、登録された少年の監督制度を定めています。

前歴ファイルに関する第四章は、消去、修正、及び、登録された少年の請求に基づく個人データの参照禁止といったルールを規定します。

第七部は、海外に関する諸規定に関係します。第一編は、グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨット、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、及び、サンピエール・ミクロンの特別規定に割り当てられます。第

二編は、ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、ウオリス・フツナ島の特別規定を扱います。ニューカレドニアにおいては、審理の際、または、修復措置を命じる前に、慣習法の制度を参照する可能性が盛り込まれます。

以上が、本オールドナンスの対象であり、我々が光栄にもあなたの承認を得るべく提出するものです。大統領閣下、どうかご高配のほどお願い申し上げます。

注

- (1) *Ministère de la justice, Ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, JORF n° 0213 du 13 sept. 2019, texte n° 2 (NOR: JUSX1919677R).
- (2) *Ministère de la justice, Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs, JORF n° 0213 du 13 sept. 2019, texte n° 1 (NOR: JUSX1919677P).
- (3) *Loi n° 2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice, JORF n° 0071 du 24 mars 2019, texte n° 2 (NOR: JUS1806635L).
- (4) *Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 relative à l'en-

fance délinquante.

- (5) *LETURMY, Laurence, Droit pénal des mineurs : nouvelles confusions dans les sanctions éducatives, Droit pénal, juillet-août 2007, pp.5-6等参照。
- (6) *VARINARD 報告書とは、André VARINARD リン第三大学教授(当時)の主宰する、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス改正委員会の検討結果をまとめた報告書で、二〇〇八年十二月三日、Christiane TAUBIRA 司法大臣(当時)に提出されたものである。その中には、七〇項目にわたる改正提言が含まれていた(http://www.presse.justice.gouv.fr/art_pix/1_RapportVarinard.pdf (二〇一九年十一月五日閲覧))。
- (7) 一九五八年一〇月四日憲法第三八条「①政府は、政府の計画を実行するため、議会に対して、限られた期間、オールドナンスによって、通常、法律の領域に属する措置を取る権限を請求することができる。②オールドナンスは、コンセイエュー・デタの意見を聴取した後、閣僚協議会において下される。オールドナンスは、公布時から施行されるが、授權法によって定められた期日前に、追認法案が議会に提出されない場合、失効する。オールドナンスは、明示的な方法でのみ追認されうる。③本条第一項のいう期間満了時、オールドナンスは、法律の領域に属する事項においては、法律によってのみ修正されうる。」
- (8) *具体的な内容については、本号掲載の「フランス少年

刑事司法法典（法律の部）―二〇一九年九月一日のオル
ドナンス第二〇一九―九五〇号―（二）（フランス刑事立
法研究会（訳）以降の連載を参照されたい。

【付記】 本研究は、JSPS科研費一七K〇三四三三の助成を
受けたものである。